

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和2年度)

施設 の 名 称	閑上漁港の指定施設(護岸及び物揚場横泊地並びに物揚場横泊地)
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 (室)	水産林政部水産業基盤整備課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成30年 4月 ~ 令和5年 3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	平成30年 4月 1日 ~ 令和 5年 3月 31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	閑上漁港の指定施設	
所 在 地	名取市閑上字東須賀地先、名取市閑上5丁目地先	
設 置 年 月	平成13年 4月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m ²
	構 造	
内 容	(物揚場横泊地)全長543メートル及び幅員12.5メートル (護岸及び物揚場横泊地)全長150メートル及び幅員21メートル	
開 館 (所) 日	通年	
開 館 (所) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	366 日	365 日	100.0%	99.7%
延べ利用者数	36 隻	35 隻	36 隻	100.0%	102.9%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
指定施設A	0 隻	0 隻	0 隻	#DIV/0!	#DIV/0!
指定施設B	30 隻	29 隻	30 隻	100.0%	103.4%
指定施設C	6 隻	6 隻	6 隻	100.0%	100.0%
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	36 隻	35 隻	36 隻	100.0%	102.9%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和2年度) (A)	前 年 度 (令和元年度) (B)	評価対象年度 (令和2年度) (C)		
県指定管理料	1,178	1,063	1,178	100.0%	110.8%
利用料金収入					
その他					
収入計 (a)	1,178	1,063	1,178	100.0%	110.8%

(2) 支出

人件費	1,133	1,018	1,125	99.3%	110.5%
施設管理費	45	0	41	91.1%	#DIV/0!
事業運営費	0	45	12	-	26.7%
その他	0	0	0		
支出計 (b)	1,178	1,063	1,178	100.0%	110.8%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0		
前期繰越収支差額					
次期繰越収支差額					

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和2年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
	正規	非正規		評価		評価	
①管理運営体制	支所職員で管理運営あたっている。		適正な管理運営している。		A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	3人	人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定施設の維持管理のため、漁港の見回り、係留船の確認を行った。		適正な管理運営している。		A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<ul style="list-style-type: none"> 指定施設の使用許可申請書受付 許可書・ステッカーの交付 使用料の徴収 		適正な管理運営している。		A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施							
⑤利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> 巡回による施設の点検 組合員に協力要請を依頼している。 		適正な管理運営している。		A	施設の清掃及び安全が巡回点検により確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	巡回点検時に意見交換を行ったり、申請時や使用料支払い時に要望等の把握に努めた。		適正な管理運営している。		A	窓口対応等、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応出来る体制を整えていたと認められる。	A
⑦安全対策	プレジャーボート利用者の方々の中から代表役をお願いし、異常があれば、速やかに利用者へ連絡を行って頂くよう連絡体制を作った。また、地元漁業者へも協力を頂くようお願いしている。		適正な管理運営している。		A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	施設利用の選定については、平等を期すため、申請順にて案内している。		適正な管理運営している。		A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	県の評価 【施設所管課記入】		
			評価	評価	
⑨個人情報の保護	個人情報の保護に関する取扱いについて、担当職員はもちろん、支所職員全体で徹底を周知している。	適正な管理運営している。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)に関する規程の作成が求められる。	B
⑩利用実績	前頁「4.施設利用実績」のとおり	適正な管理運営している。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	前頁「5.管理運営実績」のとおり	適正な管理運営している。	A	必要十分な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組					
総合評価		適正な管理運営を行う事ができた。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	特になし	概ね適正に実施されており、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。